



網掛けは実施済み

\* 主題関連 (属性およびアクセス・ポイント) については、「場所」を除き、現時点では検討を保留している。

## 新しい『日本目録規則』の策定に向けて

(抜粋)

### 6. スケジュール

- ・平成 25 年 9 月 合意した基本方針の説明、意見交換（関係機関⇔当館）
- ・平成 25 年 9 月 基本方針を目録委員会と当館でそれぞれ公表
- ・平成 25 年 10 月～平成 28 年度 目録委員会と連携し、当館で新規則案を検討
- ・平成 26 年 1 月～3 月 「日本の目録規則の在り方に関する検討会議」（仮称）開催  
（この会議で当館から新規則案の概要説明を行う。）
- ・平成 27 年度 新規則案を公開し、国内で共通に適用できるよう関係機関と調整（目録委員会及び当館）
- ・平成 27 年度 新規則案に対する検討集会を開催（日本図書館協会及び当館）
- ・平成 28 年度 新規則案を適用した試行データ作成及び評価（関係機関、当館）
- ・平成 28 年度 試行データの評価を踏まえた新規則案の修正（目録委員会及び当館）
- ・平成 29 年度 新規則の公開（日本図書館協会及び当館）
- ・平成 29 年度 実務研修（日本図書館協会及び当館⇒関係機関）

## 典拠形アクセス・ポイント関連条文案（素案）について

国立国会図書館（以下「NDL」という。）収集書誌部は、日本図書館協会（以下「JLA」という。）目録委員会と連携して、『日本目録規則』（以下「NCR」という。）の改訂作業を進めている。

改訂作業に当たっては、「FRBR (Functional Requirements for Bibliographic Records) モデルに基づくこと、従来の目録からの継続性を保つこと、日本で使用可能な規則であることが必要である」、「典拠コントロールを重視するがその際は日本の状況を踏まえた現実的な対応をする」という改訂方針に従い、また「ICP (International Cataloguing Principles) 等に準拠すること」や「RDA に対応すること」という点に留意している<sup>1</sup>。

平成 26 年度書誌調整連絡会議では、草案段階での公開の一環として、「典拠形アクセス・ポイント関連条文案（素案）」（以下「素案」という。）を提示する。

素案は、JLA 目録委員会案を元に NDL 収集書誌部が検討し、JLA 目録委員会と調整したものである。両者の間で合意に達していない、または、さらに検討して結果を出すべきとした一部の条項については、その旨を明確に示した。

### I 素案の特徴

1. 典拠コントロールを重視し、RDA への対応を図った結果、現 NCR の標目規定と比較すると飛躍的に詳細になった。統一タイトルは、著作の典拠形アクセス・ポイントに姿を変えた。また、新たに家族の典拠形アクセス・ポイントの規定を設けた。
2. 洋図書等のコピーカタロギングも考慮し、RDA に則って作成されるデータの形と齟齬を生じないように留意した。
3. RDA の規定のうち、日本の事情、目録慣行に合わないものは省略または除外した。
4. RDA にはないが日本では必要な独自の規定を盛り込んだ。特に読みに関する規定は、アクセス・ポイントでは重要な規定となっている。
5. RDA の方向性に合わせた結果として、現 NCR から大きく変更することになった規定については、従来の規定を別法とすることで配慮した。

### II 素案説明

#### 1. 構成

(1) アクセス・ポイント構築の規定の別立て

① 属性の記録に関する条項とアクセス・ポイントの構築に関する条項を峻別し、別の章に規定する。「現行 NCR、RDA との対照表」（別添資料②）に記載のとおりである。なお、

---

<sup>1</sup> 別添資料①『『日本目録規則』改訂の基本方針』（日本図書館協会目録委員会・国立国会図書館収集書誌部、2013 年）

上記対照表は昨年度の書誌調整連絡会議に提示したものの<sup>2</sup>を一部変更している。変更点は、アクセス・ポイントの構築に関する章の構成について、著作、表現形、体現形、個別資料をそれぞれ別立ての章としたことである。

(2) 典拠レコードを含む対象範囲

① 属性の記録に関する章は、従来の書誌レコードと典拠レコードの両方を区別せずに、対象としている。ただし、著作及び表現形の章では、従来の書誌レコードの記述の範囲内にある規定の一部（RDA 第 7 章に相当し、現 NCR では注記として扱われている）を、今回の検討に含めていない。今後、検討後に補充する予定である。

(3) 条項番号の統一

① 下表のとおり番号付けに規則性をもたせることで、条項番号の統一を図った。

属性	各章通則	.0.1	記録の目的
		.0.2	情報源
		.0.3	記録の方法
		.0.4 以降	「変化」など
	優先名称 (タイトル)	.X.1	記録の範囲
		.X.2	情報源
		.X.3	…の選択
		.X.4	記録の方法
	異形名称 (タイトル) ・その他	.X.1	記録の範囲
		.X.2	情報源
		.X.3	記録の方法
	構築	各章通則	.0.1
著作、表現 形、個人、 家族、団体		.1	典拠形アクセス・ポイント
		.2	異形アクセス・ポイント

ただし、情報源の規定は、各章の通則と各要素において重複した内容となっており、その点は、検討課題としている。(参照Ⅲ7)

(4) 中見出し

① 属性の記録に関する章には、理解を容易にするため、「名称 (タイトル)」、「名称 (タイトル) 以外の識別要素」、「説明・管理要素」の中見出しを設けた。

<sup>2</sup> 平成 25 年度書誌調整連絡会議資料「全体構成案について [参考資料 3] 現行 NCR、RDA との対照表」

(5) 各種の規定

- ① 個人 (#6)、家族 (#7) 及び団体 (#8) では、優先名称の一般規定の後、異形名称の前に「各種の名称」などを配置した。日本人 (語)、中国人 (語)、韓国・朝鮮人 (語)、その他の外国人 (語) の優先名称についてのみ規定している。
- ② 著作 (#4) では、一般規定の後に、「各種の著作」として「法令等」、「音楽作品」及び「手稿」の規定を設けている。ただし、「手稿」については一般規定に繰り返すことも検討課題としている。(参照 III 13)
- ③ 著作 (#22) でも同様に、一般規定の後に、「各種の著作」として「法令等」及び「音楽作品」に対するアクセス・ポイントの構築の規定を置いた。

(6) 属性の記録とアクセス・ポイント構築の章との整合性

- ① 各属性の記録の章とアクセス・ポイント構築の章との間の切り分け、整合性に配慮し、できるだけ関連のある条項との間に参照 (必要に応じて相互参照) を設けた。

2. 属性の記録 (著作 (#4)、表現形 (#5)、個人 (#6)、家族 (#7)、団体 (#8)) 全般  
ここでは、各章に共通する事項を記載し、個々の章については構築と合わせて後述する。

(1) 構成

- ① 優先タイトル・優先名称については、選択 (choosing) に関する条項と、記録 (recording) の方法に関する条項に分けて規定する。RDA では両者が一部混然としているが、素案では峻別するよう統一を図った。

(2) 言語

- ① 優先タイトル・優先名称は、RDA と同様に原語の形 (原綴形または翻字形) を選択することを本則とし、日本語形 (外国語の片仮名形を含む) を優先して選択するという別法を設ける案としている。この点については結論が出ておらず、引き続き検討課題としている。(参照 III 1)

(3) 文字種及び読みに関する条項

- ① 読みに関する規定は、RDA に存在しない NCR 独自の規定である。
- ② 読みに関する条項を独立させず、優先タイトル・優先名称の文字種の選択と記録の方法にそれぞれ含めて示している。
- ③ 文字種は、①漢字仮名まじりの形、②漢字形、③ハングル形、④片仮名形、⑤ローマ字形、⑥原綴形、⑦翻字形とした。(新旧字体などは文字種ではなく、綴り・字体の違いとして扱っている。)なお、これらの文字種の詳細な説明は、属性総則で行うこととする。
- ④ 優先名称の選択に関する規定の下位に、同一名称の異なる形の一つとして「文字種」に関する条項を置く。どの言語の形を選択するか決定した直後に、どの文字種を選択す

るかを規定するという配置とする。

(著作：#4.1.3C、個人：#6.1.3.2C、家族：#7.1.3.2、団体：#8.1.3.2B)

- a) 文字種の選択に関する規定は、次のとおり、著作及び団体については言語により区分し、個人及び家族については属する国により区分する。

著作：日本語タイトル／中国語タイトル／韓国・朝鮮語タイトル／その他の外国語タイトル

個人・家族：日本人の名称／中国人の名称／韓国・朝鮮人の名称／その他の外国人の名称

団体：日本語の団体の名称／中国語の団体の名称／韓国・朝鮮語の団体の名称／その他の外国語の団体の名称

- b) 日本人（語）、中国人（語）、韓国・朝鮮人（語）に対しては読みの選択も同時に規定した。

- ⑤ 記録の方法に関する条項の中で、選択した読みを記録する方法を規定する。ここで「片仮名形および（または）ローマ字形」又は「片仮名形」と読みの文字種を規定し、「選択」の規定では触れていない。なお、片仮名形の読みの表記方法は付録（今後作成予定）で示すこととし、「ワ」と「ハ」、「オ」と「ヲ」の問題には触れていない。付録（今後作成予定）では、どちらでも選択できる規定とする想定である。

(著作：#4.1.4A～#4.1.4D、個人：#6.1.5～#6.1.8、家族：#7.1.4.3、団体：#8.1.4A～#8.1.4D)

#### (4) 常用漢字の扱い

- ① 字体については、文字種の選択では扱わず、記録の方法において規定する。
- ② 漢字形は、採用した情報源に表示された字体（繁体字、簡体字を含む）を記録することを本則とする。原則として常用漢字で記録する（繁体字・簡体字も採用しない）規定を別法とする。

#### (5) 例示及び用語選択について

- ① 例示はできるだけ日本語のものと日本語以外のものを掲載し、日本語の例示には読みを付加した。適切な例示を挙げられていないが例示が必要と思われる箇所にはその旨を示している。
- ② 用語選択が必要な規定と、単なる例示とを分けた。なお、用語選択が必要な規定では、列挙された用語以外に選択できる場合はその旨を明示している。

### 3. アクセス・ポイントの構築（総則（#21）、著作（#22）、表現形（#23）、個人（#26）、家族（#27）、団体（#28）全般

ここでは、各章に共通する事項と総則について記載し、個々の章については属性の記録

と合わせて後述する。

(1) 構成など

- ① アクセス・ポイントの構築全般に関する規定を「アクセス・ポイント構築総則」で扱う。総則に続く各章では、実体の種類ごとにアクセス・ポイントの構築方法を示す。(個々のエレメントについては「属性の記録」で規定する。)
- ② 典拠形アクセス・ポイントの構築にあたって、あれば必ず付加する要素、必要に応じて付加する要素などが明確にわかるよう留意した。
- ③ 体現形 (#24)、個別資料 (#25) を規定する想定だが、案の作成時期は未定である。

(2) 総則

- ① 統制形アクセス・ポイントと非統制形アクセス・ポイントについて規定し、統制形アクセス・ポイントのうちの典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントについて規定している。ただし、非統制形アクセス・ポイントの扱いについては検討課題としている。(参照Ⅲ5)

4. 個人

(1) 属性の記録 (#6)

- ① 「個人」の定義は用語集(今後作成予定)に譲るが、共有筆名、伝説上又は架空の個人、人間以外の実体が含まれることを、記録の目的(#6.0.1)で明示した。
- ② 個人が名称を変更した場合(#6.1.3.1A)、最新の名称を優先名称とすることを本則とする(RDAに従う)。新旧の名称をそれぞれの優先名称とし、アクセス・ポイントを相互に関連づける現NCRを踏襲する規定を別法とした。
- ③ 「記録の方法」は、一般規定として、姓名の形をもつ名称、姓又は名のみ名称、姓と名から構成されていない名称に分けた(#6.1.4)。日本人特有、外国人特有と思われる事項は各種の名称で詳細を示すこととした。
  - a) 日本人の名称では、姓名の形をもつ名称(複合姓、姓と名の逆転)、姓と名のように慣用されている名称(姓と雅号、全体が筆名・雅号・屋号、姓のような地名)、姓名の間の「ノ」、姓と名から構成されていない名称のほか、天皇・皇族の名称を示した(#6.1.5)。
  - b) 中国人(#6.1.6)、韓国・朝鮮人(#6.1.7)については、簡略な規定とした。
  - c) その他の外国人では、前置語を含む名称、複合姓、西洋貴族の名称、父称、王族の名称、その他の語句を含む名称を、おおよそRDAに従って規定した(#6.1.8)。
    - ・前置語を含む名称(#6.1.8.1)と父称(#6.1.8.4)については、RDAと同様な規定にする必要があると考えるが、本則に入れるには著しく詳細な内容であるため、詳細は付録(今後作成予定)に譲ることとした。
    - ・称号については、RDAの規定に従いながら、理解しやすい構成と説明を第一とした。

また、優先名称に含める場合と名称以外の識別要素として記録する場合についても、理解できるよう配慮した (#6.1.8.3、#6.4)。

- ④ 世系については、日本人の場合のみ名称以外の識別要素として扱うこととし、外国人の場合は RDA に従って優先名称の一部として扱うこととした (#6.6)。ただし、日本人の世系も外国人同様に優先名称の一部とすることを引き続き検討する。(参照Ⅲ9)

## (2) アクセス・ポイントの構築 (#26)

- ① 名称から個人であることがわからない場合、架空の個人、人間以外の実体などについての規定を RDA に従って盛り込んだ。

## 5. 家族 (#7、#27)

家族に関する規定は、個人、団体の規定に合わせた。

## 6. 団体

### (1) 属性の記録 (#8)

- ① 団体の名称は、RDA 同様によく見られる形を優先して選択する。ただし、容易に正式名称が判明する場合は、それを選択することも可能とした。
- ② 優先名称の選択・記録の方法の一般規定においては「日本語の団体の名称」、各種の団体の規定においては「日本の団体」のように表現を使い分けて扱いを区別した。
- a) 優先名称の選択で「日本語の名称」を選択した場合には、日本の団体であれ外国の団体であれ、どこの団体であっても記録の方法で「日本語の団体の名称」(#8.1.4A)の規定を適用する。
- b) 各種の団体では、一般規定になるべく従いつつ例外的な扱いも規定している。例えば、日本の国の機関には「日本」を冠さない運用とする(在外公館は例外)(#8.1.5)など。
- ③ 下部組織、付属機関については、識別可能な名称をもつ場合は、上部組織名を冠せず単独で優先名称とするという RDA の規定に従った(#8.1.4.2)。現 NCR では内部組織は省略することとしているため、大きな変更となる。下部組織、付属機関の名称のみでは識別できない場合も RDA の規定に従って、上部組織と下部組織または付属機関の間をピリオドで区切ることとする。これも大きな変更点である。この原則にあわせて、従来の運用とは異なるが、各種の団体「日本の団体」の国の行政機関(#8.1.5.1)や教育・研究組織(#8.1.5.5A)などについても、同様に変更した。
- a) 名称に「附属」が付く場合はそれを下部組織として扱い、上部組織から記録する場合は「附属」の前にピリオドを入れ「. 附属」の形をとる。ただし、優先名称では「附属」を省略するという考え方もあり得る。
- b) 名称に「…立」が付く場合も同様に下部組織として扱うが、上部組織から記録する



場合はピリオドで区切らずに「…立～」と続けて記録することとした。ピリオドで区切るとするならば、「立」の語の直後で区切るか、「立」の語を省略するという方法が考えられる。しかし、前者では、上部組織の名称がその末尾に「立」を残した形となり、後者では、全体の名称の一部が損なわれることになり、いずれも適切ではないため、ピリオドで区切らないこととした。

- c) 東京都の特別区及び政令指定都市の行政区は、下部組織ではなく単独の組織として扱うこととした。
- ④ 会議等を団体として扱う。
  - a) 国会については、通常の団体として扱う場合、会議等として扱う場合についてそれぞれ例示した (#8.1.5.2)。
- ⑤ 地方自治体は、日本 (#8.1.5.4)、中国及び韓国・朝鮮 (#8.1.6.2) の場合は「都」「市」などの行政区分を表す語を含めた形を優先名称とした。外国の自治体 (欧米) (#8.1.6.2) は、識別に必要な場合のみ行政区分を表す語を付す形とした。ただし、外国の自治体 (欧米) の優先名称として日本語形を選択した場合は、市町村より上位の地方自治体名に「州」などを含める形とした。
- ⑥ 国家元首、行政主体の統治者、政府機関の代表等の官職について、RDA の規定とは異なり、団体の優先名称としては採用せず、個人 (#6) の規定に従って個人の名称として扱うこととした。

## (2) アクセス・ポイントの構築 (#28)

- ① 名称から団体であることがわからない場合、RDA に従って団体の種類を付加することとした。団体の種類では「団体」の語も選択可能としている。 (#28.1.1)

## 7. 著作

### (1) 属性の記録 (#4)

- ① 優先タイトルの選択は、著作、著作の部分、著作の集合に対して行う。記録の方法も同様に分けている。
  - a) 著作の選択における言語の規定は、時代区分による規定の中に織り込んだ (#4.1.3A、#4.1.3B)。
  - b) 著作の選択については、RDA に従って、その他に無著者名古典などとサイクル (伝説群) について規定した (#4.1.3D、#4.1.3E)。
  - c) 著作の記録については、言語別に記録の方法をまとめた (#4.1.4)。
  - d) 著作の部分の優先タイトルについては、その部分に対する規定のみを記載している。著作全体に対する優先タイトルとの組み合わせは、主として構築の部で扱う (例外あり)。例外の一つとして聖典の扱いを規定する予定であり、今後の検討課題である。(参照 III 11)

- e) 著作の集合 (compilation of works) に対する規定も選択と記録の方法で条文を分けている。RDA とは異なり、作成者が単一の場合だけでなく、(一定の組を成す) 複数の場合にも、定型的総合タイトルを選択できるようにした (#4.1.3.2)。全著作に対して使用する定型的総合タイトル (conventional collective title) は「全集」とせず、「作品集」としているが、この点には異論があり結論が出ていない (#4.1.4.2)。(参照Ⅲ 14)
- ② タイトル以外の識別要素として、「責任刊行団体」(issuing body) の規定を設けた (#4.6)。
- ③ 法令等 (legal work だが「法律著作」とせず) については、全体として日本の事情に配慮した。ただし、外国の法令等にも適用できるよう、日本の法律にあまり特化しすぎないよう留意した。 (#4.13)
- a) 優先タイトルの選択において、法令等のカテゴリーを構築の章と整合性をもたせて明示した上で、法律等と条約についてのみここで規定し、その他の法令等については一般規定を適用することを明記した。
- b) 近現代の法律等において、日本の法律の場合と外国の法律の場合に分けた (#4.13.1.3.1.1)。
- ・日本の法律については、一般に使用される略称名 (ただし略しすぎないもの) を優先することとした。
  - ・外国の法律については、RDA に従った。
- c) 条約については、ほぼ RDA に従った (#4.13.1.3.3)。
- ④ 音楽作品 (musical work だが「音楽著作」とせず) については、ほぼ RDA に従っている (#4.14)。
- a) 属性の記録と構築に分けたため、構築の部分のみに出てくることを避けて、属性の記録においても、新しい音楽作品とみなす場合についての規定を挿入した (#4.14.0.4)。
- b) 選択の規定において、一般の著作の規定と異なり、時代区分と言語に関する条項は立項せず、総合的な説明の箇所に簡潔な形にして組み込んだ。
- c) タイトル以外の識別要素の一つである「演奏手段」の規定 (#4.14.3) において、打楽器の演奏者の扱い、楽器の調音と音域、代替楽器、持ち替え楽器の規定については、構築の章に従う形を本則とした。
- ⑤ RDA に規定されている「religious work」(宗教著作)、「official communication」(公式通達) については、「各種の著作」として規定しないこととした。前者については、必要なものを一般規定に織り込むことで日本では十分だと考えたためだが、その検討は不十分である。(参照Ⅲ 11) 後者は、具体的には、国家元首、政府の長、教皇、司教らが発するある種の命令、布告、公式のメッセージなどが該当するが、日本ではこれらを特別に扱う慣行がないことを考慮し、特化した規定は設けないこととした。

(2) アクセス・ポイントの構築 (#22)

- ① 構成を次のように整理した。
  - #22.1.1～#22.1.6 「著作に対する典拠形アクセス・ポイント」
  - #22.1.7 「識別要素の付加」
  - #22.1.8 「著作の部分に対する典拠形アクセス・ポイント」
  - #22.1.9 「著作の集合に対する典拠形アクセス・ポイント」
- ② 典拠形アクセス・ポイントの形は、RDA に従って、作成者 (creator) の典拠形アクセス・ポイントと優先タイトルの結合形を原則とする (#22.1A)。ただし、RDA の規定とは異なり、両者を結合する際の順序は規定していない。現 NCR の統一タイトルから基本となる形が大きく変更されることになる。優先タイトルのみで典拠形アクセス・ポイントを構築するという別法を設けたが、この別法が必要かどうかは引き続き検討することとする。(参照 III 2)
- ③ 複数の作成者による共著作 (#22.1.2) の典拠形アクセス・ポイントの形は、本則では、複数の作成者の典拠形アクセス・ポイントをすべて結合する形とし、主たる作成者の典拠形アクセス・ポイントのみを結合する形とする RDA の本則を別法とした。これは、基本記入方式を採らない考え方によるものである。
- ④ 映像作品 (#22.1.2B) の作成者 (複数の場合) の扱いは、RDA に従った。しかし、これには目録委員会から異論が出ている。(参照 III 10)
- ⑤ 法令等は、日本の法律や裁判の事情を考慮しながら、外国の法令等にも適用できるよう考慮した。
  - a) 法域が「日本」となる場合、これを冠さず、優先タイトルの単独形で構築する (#22.3.1.1)。
  - b) 法律と同等に扱われる命令については、法律等に含まれるという説明を ( ) に入れるのみとし、立項しないこととした (#22.9.1.1)。
  - c) 「裁判記録」は、日本の図書館等で扱う機会はまずなさそうであることと、RDA の条文が日本の事情に合致しない過度に詳細な規定であることから判断し、規定しなかった。ただし、その要否について再検討する必要がある。(参照 III 12)
- ⑥ 音楽作品は、ほぼ RDA に従っている。ただし、「パスティッチョ、バラッド・オペラ」は特殊なケースとして不要とした。
- ⑦ 公式通達 (official communication) については、作成者となる国家元首らを団体の名称として扱わず (参照 II 6(1)⑥)、著作でも特化した規定を設けなかった (参照 II 7(1)⑤) ことから言及していない。ただし、単一の作成者による著作に例示した (#22.1.1)。

8. 表現形

(1) 属性の記録 (#5)

- ① 他の章と異なり、識別要素に限定して立項し条文案を作成した。

② 昨年度の書誌調整連絡会議に提示した「表現種別」を微修正の上で組み込んだ。

## (2) アクセス・ポイントの構築 (#23)

① RDA に従って、適切な識別要素を著作に対する典拠形アクセス・ポイントに付加して構築する規定とした。しかし、表現種別の付加を必須とした規定にしてはどうかという意見があり、検討課題となっている。(参照Ⅲ4)

## Ⅲ 検討課題

### 1. 優先言語

素案は原語形を本則としているが、JLA 目録委員会案は日本語（片仮名）形を本則としていた。この点については、JLA 目録委員会でも意見が分かれた。主な意見は、以下のとおりである。

- ・原語形優先の結果、親しみにくい目録となることを強く危惧する。日本人利用者にとってユーザーフレンドリーな標目に転換した新版予備版以降の方針に逆行する。
- ・NDL 及び大学図書館（NACSIS-CAT）では原語形を優先しており、実情に適合する。RDA 対応という観点からも自然である。
- ・公共図書館のデータは日本語形を優先しており、その立場からはこれを本則とするほうがよい。
- ・NDL 案の例示は、原語形も日本語形も採用しているため、原語形を本則とする規定でありながら、日本語形優先の別法にも目配りされており、使用の観点からは問題ないと思われる。
- ・原語形のみでのデータでは利用者の検索に著しい支障がある。原語形を採用するなら、対応する日本語形（判明する限りにおいて）の異形アクセス・ポイントをコア・エレメントにする、といったことまで考える必要がある。

### 2. 典拠形アクセス・ポイントの形 別法

作成者を無視して優先タイトルの単独形による典拠形アクセス・ポイントの形を別法として設けているが、これは適切かどうか、次のとおり意見が分かれている。

- ・適切とする意見では、日本では統一タイトル自体に慣れていないという実情も考慮すれば、別法として簡略な方法を選択できることも必要ではないかと考えている。
- ・適切でないとする意見では、不自然であり、また作成者に対する典拠形アクセス・ポイントの関連指示子と、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの形との対応が損なわれることが問題であると考えている。

### 3. 逐次刊行物・更新資料の部編または補遺のタイトルの扱い

他の種類の資料では、部編や補遺は単独で識別困難な場合にのみ著作全体の優先タイト

ルを冠して優先タイトルとするが、逐次刊行物・更新資料ではすべての場合について著作全体の優先タイトルを冠して優先タイトルとしている。この点については、表現形の属性の記録における本タイトルの規定（共通タイトルと従属タイトル）とも関連する。本タイトルも同様な形で規定すれば、RDA には従うことになるが、現行 NCR からは大きな変更となる。現時点では保留とし、今後、表現形もあわせて検討し決定する必要がある。

#### 4. 表現種別の扱い

表現種別は、表現形 (#5) ではコア・エレメントとしているが、表現形 (#23) ではコア・エレメントとしていない。

- ・昨年度の書誌調整連絡会議では、RDA に従って、「表現種別」、「機器種別」、「キャリア種別」のうち、「表現種別」と「キャリア種別」をコア・エレメントとする案を提示し、これを踏まえている。
- ・RDA と同じく、表現形の属性として記録する場合はコア・エレメントとし、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの識別要素としては必要な場合に用いる扱いとすることが考えられる。その場合は表現形 (#5) の条文を、独立したエレメントとしての記録が必須であることが明らかになるように修正する必要がある。
- ・素案では、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントは、必要な構成要素を付加して構築するように規定しているが、目録委員会には「表現種別」の付加を必須にしてはどうかという意見がある。表現形に対するデータを常に必要とする実装（FRBR モデルに忠実な実装）もありうることを考えると、あらゆる表現形に共通して第一義的に存在する「表現種別」を常に付加することで、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築ルールを単純化できるという考えである。

#### 5. 非統制形アクセス・ポイント

現案では、RDA では規定されていないが、ICP に則り、統制形アクセス・ポイントだけでなく、非統制形アクセス・ポイントも扱っている。引き続き検討する必要がある。

#### 6. 記録の範囲と用語定義

記録の範囲において、エレメント名についてどこまで説明するか、用語定義において説明するかについては、今後調整を図る必要がある。

#### 7. 情報源の規定

新 NCR 全体を通じて情報源の規定の配置について再検討する。次のような意見がある。

- ・情報源の規定が、通則と各要素において重複している。特に「どこから採用してもよい」という規定の繰り返しが多く、冗長である。典拠形アクセス・ポイントは、本来的に、情報源という考え方の外にあるものであると思われる。

- ・項番の体系を揃えるために、重複感があっても各所に情報源の規定を設けている。この点を解決するためには、「.0」に情報源の規定を設け、必要に応じて当該規定の有無を許すことが考えられる。

#### 8. 「データ作成機関で定めた言語」

目録用言語、データ作成機関で定めた言語などについては、属性総則で説明する必要がある。

#### 9. 世系の扱い

外国人の世系は RDA に従って優先名称の一部、日本人の世系は現 NCR に従って識別要素の一つ「日本人の世系」としている。現行とは異なるが、日本人の世系も優先名称の一部とすることも考えられるが、現行と異なるため、慎重に検討する必要がある。

#### 10. 複数の作成者による映像作品の典拠形アクセス・ポイント

複数の作成者による映画、ビデオ、ビデオ・ゲームなどの映像作品は、RDA に従って、優先タイトル単独形で典拠形アクセス・ポイントを構築するように規定した。RDA に従って作成したデータとの齟齬を避ける目的のほかに、作品の種類により、また個々の作品によっても、作成者として捉えるべき役割の者、人数が多様であり、都度判断するのが困難であることを考慮した結果による。

しかし、これには、著者性の種類で分けている規定群の中に、資料の種別を区分原理とする規定があるのは、規則の構造を崩すという異論が目録委員会にある。

#### 11. 宗教著作 (religious work) の扱い

RDA の宗教著作 (religious work) の規定は、日本の事情に合致しない過度に詳細な規定であることから、各種の著作として規定しなかった。しかし、特殊な規定の一部は一般規定に組み込む必要がある。例えば、著作の部分に対する優先タイトルの選択の規定に、聖典についての例外規定を組み込むなどである。

#### 12. 裁判記録の扱い

裁判記録は、日本の図書館等で扱う機会はずなそうであることと、RDA の条文が日本の事情に合致しない過度に詳細な規定であることから判断し、規定しなかった。しかし、裁判記録は、国、法体系を問わず、法令等内で一定の割合を占めて存在するはずであり、日本の事情にはなじまないという理由だけで排除してよいとは考えられず、RDA に従った細分の適否は別として、裁判記録の何らかの規定は必要と考えるという意見があり、この要否について改めて検討する必要がある。

### 13. 「手稿」

著作（#4）の「各種の著作」に「手稿」を設けているが、一般規定に組み込む方向で引き続き検討する。

### 14. 用語

適切かどうか引き続き検討する必要がある用語として、次のものがある。

- ・「識別要素」

必ずしも識別（判別）のためだけに使用されるわけではない。「付加要素」の案もある。

- ・「各種の著作」の中の「法令等」

包括的な名称が望ましい。法律、命令、条約は「法令」に含まれるので問題ないが、判例などが含まれることが分かりにくい。

- ・「著作の集合」か「集合著作」か／「著作の部分」か「部分著作」か

- ・「全集」か「作品集」か

全著作を意図する「Works」に対応する日本語の定型的総合タイトルとして、「全集」と「作品集」のどちらが適切か、結論が出ていない。「作品集」では、全著作を意味することがわからないという意見がある。「全集」とする場合、「Works. Selections」に対応するときは、「全集. 選集」とせずに「選集」とすればよいという意見があるが、「Works. Selections」と「選集」では形が異なることになる。一方、「全集」という語は、特定の作成者による全著作というイメージより「日本文学全集」などのイメージが強く、わかりにくいという意見がある。

## 『日本目録規則』改訂の基本方針

### 1 将来の目録

目録は、資料のもつ潜在的利用可能性を最大限に顕在化する道具であるべきである。その実現のためには、厳密で豊富な検索結果を提供できる必要がある。具体的には、資料の多様化への対応、典拠コントロールの拡大、リンク機能の実現が重要となる。

目録規則は、このような目録を実現できる規則となる必要がある。

### 2 新しい『日本目録規則』の意義と目的

新しい『日本目録規則』（NCR）は、FRBR（Functional Requirements for Bibliographic Records）モデルに基づくこと、従来目録からの継続性を保つこと、日本で使用可能な規則であることが必要である。

具体的には、典拠コントロールを重視するがその際は日本の状況を踏まえた現実的な対応をすること、コア・エレメントについての RDA（Resource Description and Access）を参考にした規定、書誌階層の考え方の継続、構成部分へのアクセスの徹底、和古書漢籍の十分な扱い、日本語資料の豊富な実例の記載が必要である。

### 3 NCR 改訂の留意事項

NCR 改訂にあたっては、①ICP（International Cataloguing Principles）等に準拠すること、②RDA に対応すること、③現行 NCR 評価を反映すること、④論理的でわかりやすく実務面で使いやすいこと、⑤提供方法も含めてウェブ環境に適合することに留意する。

改訂後の NCR は、その名称を『日本目録規則』とし、RDA 対応を明示する語句を付加する。

また、草案段階での公開、検討集会の開催等によって広く意見を募り、フィードバックを行う。なお、完成後には、書誌データ作成機関の実務者を対象とした研修を実施する。

### 4 改訂の主な内容

#### (1) 規定範囲

新 NCR の規定範囲は、主としてエレメント（データ要素）の定義に限定する。エレメントの記載順序は、原則として規定しない。ただし、対になるべきエレメントなどその記載順序が必要と思われる場合には触れることがある。

区切り記号は規則内で規定しない。また、排列は基本的には取り扱わない。

付録では、区切り記号を推奨・参考として例示する。また、特定の MARC フォーマットによる実データのマッピング例示、ダブリン・コアへのマッピング例示などを収録する。



その他に用語集の全面的再検討を行う<sup>1</sup>。

## (2) FRBR モデルへの対応

表現形を書誌レコードの基盤として、これまでの書誌データとの継続性を確保する。

資料に関する記録（現行 NCR の「記述」に相当）の各エレメントは、FRBR モデルの著作、表現形、体現形、個別資料のいずれに関わるエレメントかを明確にする。

実体の第 2 グループにおける個人、家族、団体の 3 区分を採用する。

## (3) エレメントの設定

RDA では、実体の識別等に資するため、個々の要素の独立性・機械可読性を高めて、「エレメント」として詳細化している。新 NCR でも、現行の注記は、精査の上、なるべく細分化し、それぞれをエレメントとして扱う。

下位書誌レベル（構成書誌レベル）に関する情報の記録については、著作と著作でないものを区別し、別エレメントとして扱う。

コア・エレメントについての規定を設ける。

## (4) 資料種別

従来の資料種別に対して、機器種別、キャリア種別、表現種別の 3 種に分けた規定を設ける。機器種別は、記述対象の内容を表示・再生・作動させるために必要な媒介機器の大別を示すものである。キャリア種別は、機器種別と組み合わせて記述対象の記録媒体の形式及びキャリアの収納形態を示すものであり、現行 NCR の特定資料種別に相当する。表現種別は、記述対象の内容を表現する基本的な形式を示すものである。

## (5) 典拠コントロール

集中機能のための典拠コントロールを重視する。主題の典拠コントロールについては、規定作成作業を保留とする。

著作の識別のための「著作に対する典拠形アクセス・ポイント（現行 NCR の統一タイトルにあたる）」を定義する。著作に対する典拠形アクセス・ポイントは、主として作成者名と優先タイトル、または優先タイトル単独で構成されることとし、必要に応じて識別要素を加えることも、形を簡略化することも可能とする。

典拠形アクセス・ポイント（現行 NCR の統一標目）だけでなく、典拠レコードに記録するエレメントについての規定も検討する。

## (6) 関連

---

<sup>1</sup> 当方針に用いている用語についても、今後変更する可能性がある。

RDAにおける6種類の関連と関連指示子リストの考え方と詳細な扱いを検討する。ただし、主題に関わる関連については保留とするため、実際に扱うのは4種類の関連となる。

書誌階層については、その概念を維持するが、位置付けについてはなお検討を継続する。また、論文等を十分扱えるようにするために構成書誌レベルの記述規則の明確化を図る。

#### (7) その他

その他に、FRAD (Functional Requirements for Authority Data) との整合性、コード化情報・識別子の扱い、個別資料の扱い、アクセス制限の扱い、新規レコード作成要件、所蔵レコードの扱いなどについても検討する。

## 5 新 NCR の構成

### (1) 全体構成

全体構成を、総説、実体の属性に関する記録、実体の関連に関する記録、付録と大別する。

### (2) 実体の属性に関する記録

実体の属性に関する記録の内の構成については、資料に関する記録（現行 NCR の「記述」に相当）と典拠形アクセス・ポイント（現行 NCR の「標目」に相当）に二分するか、典拠形アクセス・ポイントを独立させずに RDA と同様に全体を FRBR の実体別に構成するかについて、さらに検討を行う。いずれの場合も現行 NCR のような資料種別による構成はとらない。

資料に関する記録の全体に関わる事項（目的、構成、新規レコード作成要件、書誌階層、転記の原則、情報源、記述の基盤など）を記載する総則を設ける。

典拠形アクセス・ポイントの全体に関わる事項（機能、種類、実体の選定、形の選択、表記、参照）を記載する総則を設ける。典拠形アクセス・ポイントを独立させずに RDA と同様に全体を FRBR の実体別に構成する場合も、これらの規定を置く場所について検討する。

### (3) 実体の関連に関する記録

関連に関する記録では、属性に関する記録において規定された事項を「関連」という観点から再整理して示す。関連に関する記録には、その全体像を示す総則を設ける。また、関連指示子についても検討する。

現行NCR
-------

新NCR全体構成案 (平成27年2月末現在)
---------------------------

RDA
-----

※ オレンジ色の網掛け:平成26年度書誌調整連絡会議で提示する章を示す。赤字:平成26年度書誌調整連絡会議提示に当たり変更した箇所を示す。

序説	
第0章	総則
第I部 記述	
第1章	記述総則
第1章 記述総則	
第2章～第13章	図書～継続資料
第2章～第13章 図書～継続資料	
第2章～第13章 図書～継続資料	
第II部 標目	
第21章	標目総則
第22章	タイトル標目
第26章	統一タイトル
第23章	著者標目

第1部 総説	
第0章	総説
第2部 属性	
<属性の記録>	
セクション1 属性総則	
第1章	属性総則
セクション2 著作、表現形、体现形、個別資料	
第2章 体现形	
第3章	個別資料
第4章 著作	
第5章 表現形	
セクション3 個人、家族、団体	
第6章 個人	
第7章 家族	
第8章 団体	
セクション4 概念、物、出来事、場所	
第9章	概念
第10章	物
第11章	出来事
第12章	場所
<アクセス・ポイントの構築>	
セクション5 アクセス・ポイント	
第21章	アクセス・ポイントの構築総則
第22章	著作 RDA 第6章
第23章	表現形 RDA 第6章
第24章	体现形
第25章	個別資料
第26章	個人 RDA 第9章
第27章	家族 RDA 第10章
第28章	団体 RDA 第11章
第29章	概念
第30章	物
第31章	出来事
第32章	場所

0	序論
セクション1 体现形、個別資料の属性の記録	
第1章	体现形、個別資料の属性の記録に関する一般指針
第2章	体现形、個別資料の識別
第3章	キャリアの記述
第4章	入手条件、アクセス情報の提供
セクション2 著作、表現形の属性の記録	
第5章	著作、表現形の属性の記録に関する一般指針
第6章	著作、表現形の識別
6.1～6.26	<著作、表現形の属性>
6.27～6.31	<著作、表現形のアクセス・ポイントの構築>
第7章	内容の記述
セクション3 個人、家族、団体の属性の記録	
第8章	個人、家族、団体の属性の記録に関する一般指針
第9章	個人の識別
9.1～9.18	<個人の属性>
9.19	<個人のアクセス・ポイントの構築>
第10章	家族の識別
10.1～10.9	<家族の属性>
10.10	<家族のアクセス・ポイントの構築>
第11章	団体の識別
11.1～11.12	<団体の属性>
11.13	<団体のアクセス・ポイントの構築>
セクション4 概念、物、出来事、場所の属性の記録	
第12章	概念、物、出来事、場所の属性の記録に関する一般指針
第13章	概念の識別
第14章	物の識別
第15章	出来事の識別
第16章	場所の識別

現行NCR
-------

新NCR全体構成案 (平成27年2月末現在)
---------------------------

RDA
-----

※ オレンジ色の網掛け:平成26年度書誌調整連絡会議で提示する章を示す。赤字:平成26年度書誌調整連絡会議提示に当たり変更した箇所を示す。

第Ⅲ部 排列 付録以下、省略
-------------------

第3部 関連	
セクション6 関連総則	
第41章	関連総則
セクション7 著作、表現形、体现形、個別資料の関連	
第42章	著作、表現形、体现形、個別資料の間の主要な関連
第43章	著作、表現形、体现形、個別資料の間のその他の関連
第44章	個人、家族、団体との関連
第45章	概念、物、出来事、場所との関連
セクション8 その他の関連	
第46章	個人、家族、団体との間の関連
第47章	概念、物、出来事、場所の間の関連

セクション5 著作、表現形、体现形、個別資料の主要な関連の記録	
第17章	主要な関連の記録に関する一般指針
セクション6 個人、家族、団体との関連の記録	
第18章	資源と結びつく個人、家族、団体との関連の記録に関する一般指針
第19章	著作と結びつく個人、家族、団体
第20章	表現形と結びつく個人、家族、団体
第21章	体现形と結びつく個人、家族、団体
第22章	個別資料と結びつく個人、家族、団体
セクション7 概念、物、出来事、場所との関連の記録	
第23章	著作の主題の記録に関する一般指針
セクション8 著作、表現形、体现形、個別資料の関連の記録	
第24章	著作、表現形、体现形、個別資料の関連の記録に関する一般指針
第25章	関連する著作
第26章	関連する表現形
第27章	関連する体现形
第28章	関連する個別資料
セクション9 個人、家族、団体の関連の記録	
第29章	個人、家族、団体の関連の記録に関する一般指針
第30章	関連する個人
第31章	関連する家族
第32章	関連する団体
セクション10 概念、物、出来事、場所の関連の記録	
第33章	概念、物、出来事、場所の関連の記録に関する一般指針
第34章	関連する概念
第35章	関連する物
第36章	関連する出来事
第37章	関連する場所